

TSS～ウィンドアンサンブル垂井

入団のしおり

2024年4月



目次

入団を考えている皆さんへ.....	2
活動内容	2
年間活動予定	2
組織・役員	3
総会	3
パートリーダー会.....	3
組織	3
団員の資格要件	4
楽器について	4
入団	4
入団届の提出	4
サークルスクエアの登録.....	4
写真・映像等のHPやパンフレット等への掲載同意書の提出.....	4
団費	5
ユニフォーム	5
TSS～ウインドアンサンブル垂井 規約.....	6
入 団 届	12
写真・映像等のHPやパンフレット等への掲載同意書.....	14

入団を考えている皆さんへ

TSS～ウインドアンサンブル垂井は、吹奏樂を通じて個々の音樂性を伸ばし、芸術性を高めるとともに、団員がお互いに理解、協力し、社会性豊かな人間形成に努め、垂井町を中心とする地域社会の音樂文化高揚を目指し活動しています。

当団は垂井町の青少年育成団体に指定されており、補助金だけでなく、活動場所である垂井町文化会館の使用料減免、垂井町備品である大型樂器等の無償借用を受けています。

町主催行事（垂井町音樂祭等）への積極的参加、地域行事（文化祭等）への出演や中高生との活動を通じ、垂井町の文化向上と青少年育成に寄与し、定期演奏会、コンクール等を通じて、垂井町の名を広めることができるよう、共に活動していきましょう。

活動内容

練習日時 毎週土曜日 17:00~21:00

練習会場 垂井町文化会館

※ 諸事情により時間、会場とも変更となる場合があります。

年間活動予定

4月	総会
5月	親睦 BBQ
6月 第2日曜	定期演奏会
7月	垂井町音樂祭
8月	岐阜県吹奏樂コンクール
9月	東海吹奏樂コンクール
11月	岩手地区芸術文化祭
12月	西濃吹奏樂祭 大掃除
1月	岐阜県アンサンブルコンテスト
その他	垂井町文化会館主催「四季のコンサート」 依頼演奏

組織・役員

総会

毎年 4月に定期総会を開催します。
 休団者を除く団員の2/3以上の出席のもとに行い

- 1.活動報告・計画に関する事項
- 2.会計報告・予算に関する事項
- 3.役員・会計監査員に関する事項
- 4.規約に関する事項
- 5.その他の事項

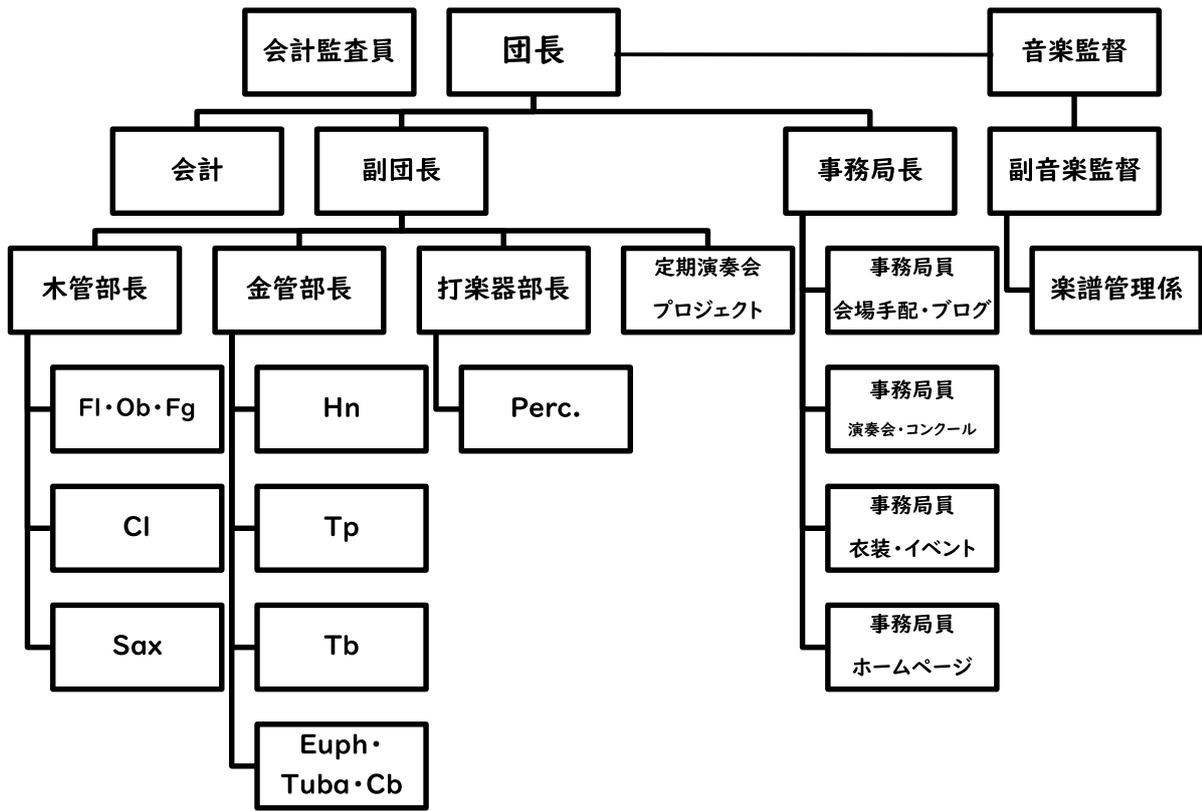
を 審議します。

パートリーダー会

パートリーダー会は、毎月第1回目練習日に開催を基本とし、適宜開催します。

メンバー：役員（団長・副団長・会計・事務局長・各部長）
 音楽監督・副音楽監督・各パートリーダー
 事務局員

組織



団員の資格要件

1. 団員は、本団の目的に賛同し、活動に参加する意思のある者であること。
2. 不破中学校・北中学校吹奏楽部員及びOB、垂井町在住、在勤等の垂井町にゆかりのある者であること。
3. 2. に非該当の者の入団については、本団が垂井町と協議し、入団の可否を決定する。

楽器について

楽器については原則、個人のものを使用することとします。

個人の楽器を所有していない場合、当団備品、垂井町備品の楽器があれば、使用することが出来ます。

個人の楽器を所有していない場合は、事務局へご相談ください。

入団

入団届の提出

団員の資格要件を満たしたものは、入団届の提出をもって団員となります。

未成年の場合は、保護者の同意が必要です。

必要事項を記入の上、パートリーダー（不在の場合は事務局）へ提出してください。

サークルスクエアの登録

当団では、イベントの出欠確認や連絡メールの受け取りのために、「サークルスクエア」というグループウェアを使用しています。

管理者(団長、副団長、事務局長のいずれか)より招待メールを送付しますので、メンバー登録をお願いします。

「迷惑メールフィルタ」機能を ON にされている場合には、サークルスクエアからのメールが拒否されるケースが見受けられますので、「c-sqr.net」からのメールを受信できる設定にしてください。

写真・映像等のHPやパンフレット等への掲載同意書の提出

TSS～ウインドアンサンブル垂井では、当団の活動を広く内外に広報することによって、地域の皆様やメディアなど多くの方に当団の目指す活動内容をより理解していただきたいと考えています。そのために、ホームページをはじめとして、パンフレットやインターネット媒体(ブログ、Twitter等)に団員の写真、演奏動画等を掲載しています。

これらの媒体に個人が写っている写真等を掲載することを承諾いただけるかの確認のため、同意書の提出をお願いします。

団費

団費の負担は、団員の義務です。

原則、毎月初回の練習日に、1か月単位でお納めください。

所定の集金袋へ入れて、会計までお支払いください。

- 滞納のないよう、ご協力ください。
- 団費納入額については、総会で決定します。

団員の種別	1ヶ月の団費
中学生	¥300
高校生	¥700
大学生等の学生	¥1,000
一般	¥2,000
遠隔地に居住するもの	パートリーダー会で協議、決定する。

2024年4月時点

ユニフォーム

団員はユニフォームの購入をしてください。

ジャケット	時価 ※2023.10時点 ¥16,764	高校生までの団員は貸し出しが可能です。 行事の都度貸し出しますので、事務局へ申し出てください。 行事終了後、必ず返却ください。 返却の際は、必ずクリーニングに出し、費用を負担してください。
Tシャツ	¥2,500	
バッジ	¥500	

2024年4月時点

TSS～ウインドアンサンブル垂井 規約

令和6年4月6日 改正 同年4月6日 施行

第1章 総則

第1条 (名称・事務所)

本団は TSS～ウインドアンサンブル垂井 (以下「本団」という) と称し、事務所を垂井町文化会館に置く。

第2条 (目的・活動)

第1項 本団は、垂井町青少年育成団体の位置付けのもと、吹奏楽を通じて個々の音楽性の伸長と芸術の追求を図るとともに、団員相互の理解と協力によって社会性豊かな人間形成に努め、垂井町を中心とする地域社会の音楽文化高揚に資することを目的とする。

第2項 本団は前項の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 通常練習 (毎週土曜日)
- (2) 特別練習 (必要に応じて別に定める)
- (3) 演奏会 (定期演奏会等)
- (4) 垂井町内での音楽活動 (慰問・地域演奏等)
- (5) コンクール出場 (吹奏楽コンクール)
- (6) 吹奏楽普及活動 (中高生の練習受け入れ・垂井町外での音楽活動等)
- (7) 団員相互の親睦活動
- (8) 他団体との連絡や提携
- (9) その他、目的の範囲内において適当と認めた活動

第3条 (団員の資格・入団／休団／退団・義務)

第1項 団員は、本団の目的に賛同し、活動に参加する意思のある者であること。

第2項 不破中学校・北中学校吹奏楽部員及びOB、垂井町在住、在勤等の垂井町にゆかりのある者であること。

第3項 第2項に非該当の者の入団については、本団が垂井町と協議し、入団の可否を決定する。

第4項 本団に入団を希望する者は、別に定める手続きを経て、団員となる。なお、未成年者については、保護者の同意を要する。

第5項 休団、退団を希望する者は、休団届および退団届の提出をしなければならない。なお、休団者については本団の活動行事に関連する賛助を依頼することができるものとする。

第6項 団員は、団費を負担する義務を有する。ただし、休団者については、その対象期間中は団費の負担を求めない。

第2章 役員

第4条 (役員構成・選任)

第1項 本団には、以下の役員を置く。

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 木管・金管・打楽器部長 各1名

第2項 団長・副団長は立候補または団員からの推薦により選出され、総会での承認をもって就任する。た

だし、複数名の候補がある場合には総会での団員の無記名投票により選出され、就任する。ただし、団長は垂井町在住者とする。

第3項 会計は立候補または団員からの推薦により選出され、総会での承認をもって就任する。ただし、複数名の候補がある場合には総会での団員の無記名投票により選出され、就任する。

第4項 事務局長は団長による指名または団員からの推薦により選出され、総会での承認をもって就任する。

第5項 木管・金管・打楽器部長は団長による指名または団員からの推薦により選出され、総会での承認をもって就任する。但し、各楽器群パートリーダーの兼任を妨げない。

第5条 (任期・改選)

任期は原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とするが、役員改選は年度初めの総会にて行う。

第6条 (団長の職務)

団長は本団を代表し、団務を総括する。

第7条 (副団長の職務)

副団長は団長を補佐し、団長不在または職務執行不能の場合はその職務を代行する。また、団務について、団長と共に取りまとめを行う。

第8条 (事務局長の職務)

事務局長は、本団の各種事務手続を行う。また、事務局長が職務執行不能、事務作業量増大等に備え、団長はその職務を代行または補佐する事務局員若干名を指名することが出来る。

第9条 (部長の職務)

木管・金管・打楽器部長は垂井町および団保有の楽器の管理、維持・修繕・消耗品の管理を行う。また、各楽器群のパートリーダーを通じて依頼・確認した事項を取りまとめる。

第10条 (パートリーダー)

パートリーダーは団長の指名によって就任し、各楽器群部長の補佐と各パート員とのコミュニケーションを図る。また、各パートの楽譜管理を行う。

第3章 音楽指導者

第11条 (音楽指導者)

音楽指導者は音楽監督と副音楽監督の2名が中心となり、パートリーダーを通じて技術の向上を図る。また、必要に応じて顧問の指導を受ける。

第12条 (職務)

音楽監督は本団の音楽部門における最高指導者であり、演奏活動における選曲および合奏指導を行う。副音楽監督は音楽監督と共に演奏活動における選曲及び練習計画、合奏指導を行い、音楽監督不在または職務執行不能の場合はその職務を代行する。

第13条 (選任・任期)

音楽監督は団員からの推薦により選出され、就任する。ただし、複数名の候補がある場合には総会での団員の無記名投票により選出され、就任する。任期については制限せず、必要時のみ総会もしくは臨時総会を開催し、次代音楽監督を選任する。副音楽監督は音楽監督が推薦し、総会もしくは臨時総会での承認をもって就任する。

第4章 会計・会計監査

第14条（会計年度・任期）

本団の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。会計、会計監査の任期は第5条に準ずる。

第15条（経費）

第1項 本団の経費は団費、及び寄付金、その他雑収入をもってあてる。

第2項 本団の団費の納入額は、総会にて決定し、納入額の変更の必要が生じた場合には総会または臨時総会を開催して承認を得なければならない。

第3項 遠隔地に居住し、本団の活動に参加する団員の団費については別途パートリーダー会で協議・設定する。

第16条（会計職務）

第1項 会計は、本団の経費について全ての責任を負う。

第2項 会計は、第14条の会計年度に係る予算案を作成し、総会の承認を得なければならない。

第3項 会計は、第14条の会計年度に係る会計報告書を作成し、会計監査員の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

第4項 会計監査員は、年度初めの総会でパートリーダー会に属さない団員による立候補または団員からの推薦により選出され、総会での承認をもって就任する。

第5章 機関

第17条（設置機関）

本団には次の常設機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) パートリーダー会

また必要に応じて、上記のほかに特設委員会を設けることができる。

第18条（総会）

総会は、年度初めに1回、総会時点での休団者を除く規定の団費を負担する全団員の3分の2以上の出席のもとに行い、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 活動報告・計画に関する事項
- (2) 会計報告・予算に関する事項
- (3) 役員・会計監査員に関する事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) その他の事項

また、団長は必要に応じて臨時総会を開催することができる。

第19条（パートリーダー会）

パートリーダー会は、役員、音楽監督、音楽副監督、パートリーダー及び事務局員により構成され、諸特設委員会および顧問との連絡を密にして、団内の諸問題を処理する。また、これにより必要な機関があるときは、団長の承認を得て設置することができる。

第20条（特設委員会）

パートリーダー会が必要と認めた委員会については、団長または顧問の承認のもとに開設することができる。委員にはパートリーダーと団員の中から希望した者があたる。

第6章 顧問

第21条（顧問）

本団には、名誉顧問及び顧問を置くことができる。

名誉顧問及び顧問は、総会の議決を経て本人の承諾を得た上委任する。

第22条（職務）

顧問は、本団の活動に関して広く助言を与える。

第7章 規約改正

第23条（規約改正）

本規約の改正については、パートリーダー会の承認を得て、団長が文書をもって総会に提出し、総会時点での休団者除く規定の団費を負担する全団員の4分の3以上の賛成により成立し効力を発する。

第24条（施行）

改正された規約は、総会で議決された期日より実施する。

第8章 雑則

第25条（細則）

この規約に定めるもののほか、本団の活動に関し必要な事項は別に定める。改正を行う場合は、適宜審議するものとする。

附則

昭和59年8月26日 改正

附則

平成4年4月5日 改正

附則

平成6年4月3日 改正

附則

平成9年4月20日 改正

附則

平成12年4月29日 改正

附則

平成20年5月31日 改正

（団員種別、総会開催時の有権者の明確化）

附則

平成22年4月18日 改正 同年6月13日 施行

（団名称変更）

附則

平成23年4月17日 改正 同年4月30日 施行

（第3条 第2項 団員資格の明確化、第7項 中学生団員の団費納入義務付加、第30条 細分化し、団員が各種団体から直接演奏活動要請を受けた際の手続きを明記）

附則

平成27年4月18日 改正 同年4月18日 施行

（第3条 旧第7項を第4項に移行、旧第4項を第5項と統合、新たに第7項として休団者、退団届の提出が

ないまま長期間活動がない者に対する処遇、請求団費について規定し、これに伴い第 5 項も整合修正、第 20 条パートリーダー会の構成メンバーに事務局員を追加)

附則

平成 28 年 4 月 16 日 改正 同年 4 月 16 日 施行

(第 3 条 休団、退団手続きに関する記述を第 4 項に集約、旧第 6 項を代理による休団届、退団届の提出を認める旨を追記して第 5 項に移行、団員が負担する団費に関する記述を第 6 項に集約、旧第 7 項を廃止、運用実績のない「賛助会員」の種別廃止)

附則

平成 30 年 4 月 14 日 改正 同年 4 月 14 日 施行

(第 4 条 第 1 項 会計監査の独立性を考慮して本団役員から会計監査を削除、同 4 項 木管・金管・打楽器部長を実情に合わせて総会での承認をもって就任に変更)

附則

平成 31 年 4 月 13 日 改正 同年 4 月 13 日 施行

(第 3 条 第 2 項 入団条件を実情に合わせ、PL 会での承認事項から役員の承認に変更、第 4 条 第 2 項 団長、副団長の選出方法を現状と統一感を持たせるために、団員からの推薦から立候補または団員からの推薦に変更、第 8 条 事務局員の設置理由と制限を緩和し、事務作業負荷の分散を考慮するため変更、第 13 条 音楽監督の選出方法を団員の無記名投票から団員からの推薦とし、複数の候補者がある場合に団員の無記名投票をすることに変更、副音楽監督の選出方法を音楽監督との同一方向性を持たせる目的で、団員の無記名投票から音楽監督による推薦、総会での承認に変更、第 14 条 会計、会計監査の選出方法を現状と統一感を持たせるために、団員からの指名から立候補または団員からの推薦に変更)

附則

令和 3 年 4 月 17 日 改正 同年 4 月 17 日 施行

(第 2 条 垂井町青少年育成団体に位置付けられていることを追記、第 2 条 第 2 項 (活動) を新設し、目的達成のために行う活動を追加、第 3 条 団員の資格について垂井町からの指示に従い改正、第 18 条 総会での審議事項を追記、旧第 8 章 規約改正を新たに第 7 章とし、旧第 7 章 活動細則は第 8 章 雑則とし、細則を別に定めることを追加。)

附則

令和 6 年 4 月 6 日改正 施行

(第 2 条 第 1 項 垂井町を中心とする地域社会の音楽文化高揚に資すると追記、第 3 条 第 1 項 団員資格について目的に賛同し、活動に参加する意思のある者と追記、第 3 条 第 2 項、第 3 項 団員の資格について垂井町からの指示に従い改正、第 3 条 第 4 項 未成年者の入団について、保護者の同意を要することを追記、第 4 条 第 2 項 団長は垂井町在住者とすると追記、第 7 条 副団長の職務について、団務を団長と共に取りまとめると改正)

TSS～ウインドアンサンブル垂井

団長	部長	事務局	パートリーダー
----	----	-----	---------

入 団 届

TSS～ウインドアンサンブル垂井 団長 殿

私は、TSS～ウインドアンサンブル垂井に入団し、団の規約を守り、練習に励み、垂井町音楽文化向上のために努力することを誓います。

年 月 日

氏 名	⑩
保護者名 (未成年者のみ)	⑩
住所	〒 -
勤務先 (学校名)	(垂井町在勤である はい・いいえ)
不破中学校・北中学校吹奏楽部 OB である	はい ・ いいえ
種別 (いずれかに○)	中学生・高校生・大学生等の学生・一般 (学生の場合 卒業予定年月 年 月)
所属パート (希望)	
E-mail	
携帯番号	
備考 (専任楽器 他)	*楽器がある場合は、楽器名を記入してください。 *楽器を所有していない場合はその旨記入してください。

パートリーダー⇒事務局 CS 掲示板登録⇒各部長⇒団長⇒事務局まで

写真・映像等のHPやパンフレット等への掲載同意書

TSS～ウインドアンサンブル垂井では、当団の活動を広く内外に広報することによって、地域の皆様や他吹奏楽団体など多くの方に当団の目指す活動内容をより理解していただきたいと考えています。そのために、ホームページをはじめとして、演奏会等のパンフレットやインターネット媒体(ブログ、Twitter等)に団員の写真、演奏動画等を掲載いたします。

現時点で使用しているものもごございますが、併せてこれらの媒体に個人が写っている写真等を掲載することを承諾いただきたいと思います。趣旨をご理解のうえ、下記の同意書をご提出ください。

切り取り線

写真・映像等のHPやパンフレット等への掲載同意書

私は、TSS～ウインドアンサンブル垂井のホームページ、演奏会等のパンフレットやインターネット媒体(ブログ、Twitter等)広報等に使用する媒体へ、個人の写真・映像等の掲載することを

同意します

同意しません

*どちらかを○で囲んで下さい。

◇同意しませんとされた方◇

集合での写真・映像に限り

同意します

同意しません

*どちらかを○で囲んで下さい。

※どちらも同意頂けない場合は、集合写真に参加頂けないこともございます。

年 月 日

団員氏名 印

(団員が未成年の場合)

保護者氏名 印